

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年四月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年四月二十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 松 本 和 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越栗橋線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市菖蒲町小林字小下前一七八九 番一地从先から同市菖蒲町小林字小下 後三六二九番一地从先まで		区 間
一〇・九五〃 二七・九三	一二・〇三〃 二七・九三	敷地の幅員 (メートル)
一五六・一三		延長 (メートル)
		備 考